

# 届け出・証明

## 戸籍の届け出

戸籍住民課戸籍届出係

☎5722-9786 FAX5721-7814

戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届け出によって行われますので、記載の内容に異動があったときは、本籍地または所在地の区市町村の戸籍係へ届け出期間内に届け出てください。(※)は本人確認ができるもの(運転免許証やパスポートなど)もお持ちください。

種別	届け出期間	届け出先	届け出人	提出書類など
出生届	生まれた日から14日以内	本籍地、所在地または生まれた場所の区市町村の戸籍係	生まれた子の父か母	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 出生証明書(届け書に付いているもので医師が記入押印したもの) 母子健康手帳・届け出人の印鑑 名前は常用漢字・人名漢字・片仮名・平仮名を使用
死亡届	死亡した事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地または届け出人の所在地あるいは死亡した場所の区市町村の戸籍係	死亡者の親族等	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 死亡診断書(届け書に付いているもので医師が記入押印したもの) 届け出人の印鑑
婚姻届(※)	届け出を受理した日から法律上の効力が発生する	夫か妻の本籍地あるいは所在地の区市町村の戸籍係	夫と妻	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 届け出先に本籍がないかたの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 夫婦(一方は旧姓)の印鑑 届け書に成年の証人2人が必要
目黒区総合庁舎を結婚式及びフォトウェディングの会場として利用できます 参照▶P29				
離婚届(※)	〔協議離婚〕 届け出を受理した日から法律上の効力が発生する 〔調停・審判・和解・認諾・判決離婚〕 成立・確定の日から10日以内	夫婦の本籍地または所在地の区市町村の戸籍係	〔協議離婚〕 夫と妻 〔調停・審判・和解・認諾・判決離婚〕 申立人、訴提起者	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 届け出先に本籍がないときは戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ●裁判離婚(調停・審判・和解・認諾・判決による離婚)の場合には、調停・和解・認諾調書の謄本または審判・判決の謄本と確定証明書 届け出人の印鑑 ●協議離婚の場合は届け書に成年の証人2人が必要 ●調停・審判・和解・認諾・判決による離婚が成立・確定した日から10日間は、申立人・訴提起者以外は届け出できない ●夫婦間の未成年の子については親権者を定めること
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚届と同時に離婚の日から3カ月以内	本籍地または所在地の区市町村の戸籍係	婚姻により氏が変わった者	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 届け出先に本籍がないときは戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 届け出人の印鑑
入籍届	届け出を受理した日から法律上の効力が発生する	入籍者の本籍地または届け出人の所在地の区市町村の戸籍係	入籍者(15歳未満の場合は法定代理人)	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 ●家庭裁判所の許可書 ●届け出先に本籍および入籍する戸籍がないときは、そのない人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 届け出人の印鑑
転籍届	届け出を受理した日から法律上の効力が発生する	本籍地・所在地・転籍地の区市町村の戸籍係	戸籍の筆頭者とその配偶者	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍の筆頭者、その配偶者の印鑑
養子縁組届(※)	届け出を受理した日から法律上の効力が発生する	養親か養子の本籍地または届け出人の所在地の区市町村の戸籍係	養親と養子(養子が15歳未満の場合は法定代理人)	届 け 書 類 届 添 付 書 類 持 参 する 物 の 意 注 1通 届け出先に養親および養子の本籍がないときは、そのない人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 届け出人の印鑑 ●配偶者の子または自己の孫以外の未成年者を養子とする場合、あるいは後見人が被後見人を養子とする場合は、家庭裁判所の許可が必要 ●届け書に成年の証人2人が必要

上記は主な届け出を示したものです。添付書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

ほかに認知届(※)、特別養子縁組届、養子離縁届(※)、分籍届、死産届、帰化届、氏名の変更届などがあり、また改葬許可申請も受け付けています。

届け出人や証人の印鑑は、同じ姓の場合でもそれぞれ必要です。添付する戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は、発行から3カ月以内で、内容に変更がないものです。

なお、婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁・認知届のみ不受理申出ができますので、お問い合わせください。

## 特別永住者証明書の交付

戸籍住民課住民記録証明係  
☎5722-9795 FAX5721-7814

特別永住者のかたは、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書=みなし特別永住者証明書)の有効期間の更新申請、紛失等による再交付の手続きは、戸籍住民課住民記録証明係で申請してください。写真1枚(縦4cm横3cmで最近3カ月以内のもの)、パスポート、特別永住者証明書(同上)が必要です。

詳細は特別永住者担当までお問い合わせください。

## 葬儀

### ●区などへの届け出

#### ①死亡届

戸籍住民課戸籍届出係 ☎5722-9786 FAX5721-7814

死亡届は、届け出義務者(親族など)が死亡の事実を知った日から7日以内に届け出なければなりません。死亡者の本籍地、死亡地、届け出人の所在地(住所地)のいずれかの区市町村に届け出てください。届け書(死亡診断書と一体になっている)は1通です。必ず届け出人の印鑑をお持ちください。届け出に基づき死体火葬許可証が発行されます。

#### ②国民健康保険の届け出

国保年金課資格賦課係 ☎5722-9810 FAX5722-9339

国保年金課給付係 ☎5722-9811 FAX5722-9339

国民健康保険加入者が死亡した場合は、被保険者証などの返還と葬祭費の申請をしてください。葬儀を行ったかたに葬祭費7万円が支給されます。後期高齢者医療制度加入者が死亡した場合の葬祭費は、後期高齢者医療係へ申請してください。(P56参照)

#### ③国民年金の届け出

目黒年金事務所 ☎3770-6421

国保年金課国民年金係 ☎5722-9814~7 FAX5722-9327

国民年金の受給者が死亡した場合は、年金証書の返還と未支給年金の申請をしてください(加入者が死亡した場合は、P69「遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金」を参照)。申請場所は年金の種類により異なります。詳細はお問い合わせください。また、共済年金などの受給者が死亡した場合も、各年金制度への届け出が必要です。

### ●区民葬儀利用券

戸籍住民課戸籍証明係 ☎5722-9805 FAX5721-7814

低料金で質素に葬儀を行える制度です。死亡届の際に申請するか、死体火葬許可証をお持ちください。利用券をお渡しします。

#### ●セレモニー目黒(区民斎場)

(八雲1-1-9 区民キャンパス内) ☎5701-3777(FAX兼用)

同時に2組の葬儀が行えます。利用できるのは①区内在住のかたが亡くなり、その葬儀を主宰するかた②区内在住で葬儀を主宰するかた。通夜・告別式の葬儀式場一式利用料金は72,200円。その他、詳細はお問い合わせください。

#### ●臨海斎場(大田区東海1-3-1) ☎5755-2833 FAX3790-5866

目黒区を含む5区が共同して建設した施設です。火葬・葬儀が行えます。

## 住民票異動の届け出

各地区サービス事務所(東部地区を除く) 参照▶P8・10・96  
戸籍住民課住民記録係  
☎5722-9884 FAX5721-7814

住民票とは、個人の居住関係を証明するもので、国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療制度などの基礎となるものです。平成24年7月9日から外国人住民のかたも住所異動があった場合、転出届と転入届などの届け出が必要になりました。

異動があった場合は、下表のとおり届け出てください。なお、届け出の際には、パスポートや免許証・在留カードなど顔写真付きの場合は1点、健康保険被保険者証など顔写真のない場合は2点、本人確認のできるものをお持ちください。

種類	届け出期間	届け出に必要なもの
転出届	引っ越し前	国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(加入者) 介護保険被保険者証(加入者) 印鑑登録証(登録者)※1 在留カード等(外国人住民)※4
転入届 ※3	住み始めた日から14日以内	転出証明書※2 国民年金手帳(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4 通知カード又はマイナンバーカード
転居届 (区内の住所異動) ※3	住み始めた日から14日以内	国民健康保険被保険者証(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4 通知カード又はマイナンバーカード
世帯変更届 ※3	変更のあった日から14日以内	国民健康保険被保険者証(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4

※1 転出の届け出をされる際に、紛失等により印鑑登録証が手元にない場合、お返しいただく必要はありません。目黒区での印鑑登録は、転出届を提出することで自動的に抹消されますので、後日、印鑑登録証が見つかった場合は、ご自身でハサミを入れる等して処分してください。

※2 日本人のかたで海外からの帰国者の場合は、帰国者全員分のパスポート(帰国日のスタンプ要押印)、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票が必要です。

外国人のかたで海外から入国した場合は、入国者全員分のパスポート(入国日のスタンプ要押印)が必要です。

※3 外国人住民のかたは世帯主のかたとの続柄を確認するため、配偶者のかたなどが日本人で戸籍から確認できる場合を除き、続柄を証明する書類(外国語の場合は日本語の翻訳文を添え翻訳者も明記)が必要な場合があります。

※4 「在留カード等」=在留カード、特別永住者証明書

## 戸籍・住民票・納税証明など

請求の際は、運転免許証やパスポート・在留カード・特別永住者証明書など本人確認ができるものをお持ちください。郵送請求(P25参照)できるものもあります。

請求窓口欄の「地区」は北部・中央・南部・西部地区サービス事務所、「行政」は駒場・目黒駅・緑が丘行政サービス窓口です(P8・10参照)。いずれかで申請してください。駒場・緑が丘行政サービス窓口は平成30年3月廃止予定

※公的年金の申請等に添付する戸籍証明・住民票の写しなどは、手数料が免除になる場合がありますのでお問い合わせください。

種別	手数料	請求窓口			請求するときの注意事項	お問い合わせ
		地区	行政	戸籍 住民課		
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	○	○	○	委任状または承諾書が必要となる場合があります。また、理由の明示がないときは発行できない場合があります。 なお、戸籍および戸籍附票の閲覧はできません	戸籍住民課戸籍証明係 ☎5722-9806 ☎5721-7814 (本籍が目黒区にない場合は、本籍地の区市町村)
除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円	○	○	○		
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通750円	○	○	○		
戸籍一部事項証明書	1通450円	—	—	○		
除籍一部事項証明書	1通750円	—	—	○		
戸籍の附票の写し	1通300円	○	○	○		
身分証明書	1通300円	○	○	○	本人以外が請求するときは、委任状または承諾書が必要です	
不在籍証明書	1通300円	○	○	○		
戸籍届出の受理証明書	1通350円	—	—	○	本籍地にかかわらず、届け出を受理した区市町村で発行します。委任状または承諾書が必要となる場合があります	届け出先の区市町村の戸籍係
住民票の写し	1通300円	○	○	○	特に必要がないときは、日本人のかたは続柄・本籍、外国人住民のかたは国籍地域・在留資格等を省略して証明します。他人の住民票の写しなどを請求するときは、委任状添付または関係・具体的理由の明示が必要です。場合により交付できません	
住民票の記載事項証明書	1通300円	○	○	○		
広域交付住民票	1通300円	○	—	○	広域交付住民票(本籍の表示を省略)は、住民基本台帳ネットワークが接続している全国の区市町村で、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの提示により、本人もしくは本人と同一の世帯について交付を受けることができます	戸籍住民課住民記録証明係 ☎5722-9795 ☎5721-7814
不在住証明書	1通300円	○	○	○		
住民記録一覧表の閲覧	30分6,000円	—	—	○	詳細はお問い合わせください	
印鑑登録証明書	1通300円	○	○	○	印鑑登録証のみ必要です	
住居表示変更証明書	無料	○	—	○		

種 別	手数料	請求窓口			請求するときの注意事項	お問い合わせ
		地区	行政	戸籍 住民課		
印鑑登録	1件100円	○	—	○	詳細はP24をご覧ください	
通知カード再交付	1件500円	○	—	○	外で紛失の場合は、事前に警察署へ遺失物届の提出をしてください。本人以外が申請するときは、委任状および本人、代理人の本人確認書類が必要となります。受付後3週間程しますと住民票のある住所宛てに簡易書留(転送不要)郵便で届きますのでお待ちください	
マイナンバーカード再交付	1件800円 (電子証明書を含む場合は、1件1,000円)	※	—	○	外で紛失の場合は、事前にマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)への連絡と警察署への遺失物届の提出を行ってください。その後で再交付用の申請書を左記窓口でお受けください。申請書を受取り後、郵送やオンラインでご申請いただき、1か月程でカードが区役所に届きます。カードが出来上がりましたら受取りのお知らせを発送しますので、期限内にお受けください ※マイナンバーカードの申請書の交付は地区サービス事務所でも可能	戸籍住民課住民記録係 印鑑登録 ☎5722-9884 ☎5721-7814 印鑑登録以外 ☎5722-9349 ☎5721-7814
電子証明書	1件200円	○	—	○	マイナンバーカードをお持ちください。 ※平成30年3月末までは一部無料です。 ※住民基本台帳カードには新たに電子証明書を格納することはできません。	
コンビニ交付	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通350円	コンビニ交付は下記店舗で行っています。		発行条件 ・現在、目黒区に住民登録のある15歳以上のかたでマイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁を設定済み)をお持ちのかた(戸籍証明発行については、加えて本籍地が目黒区である必要があります) ・現在の証明のみ発行できます	戸籍住民課住民記録証明係 ☎5722-9795 ☎5721-7814
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通350円	・セブンイレブン ・ローソン(ローソンストア100を除く)			
	戸籍の附票の写し	1通200円	・サークルKサンクス ・ファミリーマート ・セイコーマート			
	住民票の写し	1通200円	・コミュニティ・ストア ・セーブオン			
	印鑑登録証明書	1通200円	・ミニストップ ・イオンリテール 他			
特別区民税・都民税証明書 ・所得証明書 ・課税(非課税)証明書 ・納税証明書	1通300円	○	—	○	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任状も必要です。地区サービス事務所では発行できない場合があります。車検用の軽自動車税納税証明書は無料です	税務課税務係 ☎5722-9819 ☎5722-9324
軽自動車税納税証明書	1通300円	○	—	○		
国民健康保険料の納付証明書	1通300円	—	—	—	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任状も必要です	国保年金課収納係 ☎5722-9610 ☎5722-9339

## 印鑑登録

各地区サービス事務所(東部地区を除く) 参照 P8・10・96  
戸籍住民課住民記録係  
☎5722-9884 FAX5721-7814

### ●印鑑登録とは

印鑑登録とは、各個人の印鑑を区市町村に登録しておくことです。登録された印鑑は「実印」となり「認め印」と区別されます。個人が財産上の取引などをする際に、使用した印鑑が「実印」であることを証明するのが「印鑑登録証明書」で、大変重要な証書です。他人に悪用されると大きな損害を被ることもあり、不必要に登録することはむしろ事故につながる危険性があります。登録したら実印と印鑑登録証(カード)は、必ず別々の場所に保管してください。なお、目黒区から転出したときは自動的に登録は抹消されます。転出先で登録が必要な場合は、住所地の区市町村窓口で新たに登録してください。

### ●印鑑登録をすることができるか

区内に在住し、住民基本台帳(住民票)に記載のあるかた(一人につき1個)。ただし、成年被後見人・15歳未満のかたは登録できません。

### ●登録の手続き

登録する本人又は代理人が印鑑を持って申請してください。

本人・代理人の別に限らず、本人の意思の確認が必要となりますので、申請後、照会書を本人あてに郵送します。照会書の回答欄(回答書)に本人が必要事項を記入して、指定期限までに印鑑とともに申請した窓口へ本人が持参してください。これによって印鑑が登録されます。また、代理人に依頼するときは「委任状」が必要です。回答書の持参を代理人に依頼するときも、「委任状」が必要です。登録されたかたには「印鑑登録証」を交付します。

#### 委任状の例

目黒区長あて	委任状	平成 年 月 日
	住所 _____	
	氏名 _____ (登録印)	
	生年月日 _____	
私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。		
	委任事項 (例) 印鑑登録申請の件	
	代理人 住所 _____	
	氏名 _____	
	生年月日 _____	

- 点線内に委任する事項を記入してください
- 委任状は「委任状の例」を参考に、必ず登録する本人が全文(代理人住所・氏名・生年月日を含む)を作成し、押印してください。パソコン等で作成した委任状は認められませんが、本人が作成できないやむを得ない事情がある場合は、お問い合わせください

### ●登録申請後すぐに証明書が必要なか

申請者が本人であることを確認できる次のいずれか(有効期限内のもの)を申請者自身が持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、即日登録はできません。

- ①マイナンバーカード
- ②住民基本台帳カード(顔写真のあるもの)
- ③運転免許証
- ④パスポート
- ⑤在留カード・特別永住者証明書
- ⑥本人確認をしたうえで発行された官公署の許可証・身分

証明書(写真付きでプレス印のあるもの、または写真を特殊加工してあるもの)

- ⑦都内で印鑑登録している人の保証書(印鑑登録申請書裏面の保証人欄に、保証人が自署および登録印を押印したもの。なお、区外の人が保証人であるときは、保証書のほかに、発行から3カ月以内の保証人の印鑑登録証明書が必要)

### ●登録できない印鑑

- ①住民票に記載されている氏名または氏・名を表していないもの
- ②職業・資格など氏名以外の事項を表しているもの
- ③印影の大きさが一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。一辺の長さ8mmの正方形より小さいもの
- ④ゴム印など、印材の変化しやすいもの
- ⑤印影が不鮮明、または文字の判読ができないもの。流し込み、プレス印など同一形態で量産されているもの。印面が破損しているもの。そのほか指輪になっている印鑑など、区長が不相当と認めたもの

### ●届け出が必要なとき

- ①印鑑登録証をなくしたとき
  - ②登録を廃止、またはその印鑑を紛失などにより使用できなくなったとき
  - ③印鑑登録証がひどく汚れたり傷ついたりしたとき
- ②、③の届け出には「印鑑登録証」をお持ちください。代理人の場合は「委任状」も必要です。

## 通知カード

各地区サービス事務所(東部地区を除く) 参照 P8・10・96  
戸籍住民課住民記録係  
☎5722-9349 FAX5721-7814

### ●通知カードとは

マイナンバー(個人番号)を記載した紙製のカードで、住所・氏名・生年月日・性別が記載されています。有効期限はありません。

### ●通知カードの再交付申請

通知カードを紛失した場合や受け取っていない場合は、再交付の手続きができます。

- ①申請は原則として本人が行います。代理人が申請する場合は委任状等の書類が必要となりますので、上記までお問合せください。
- ②申請者が本人であることが確認できる次のいずれかの書類が必要です。

<1点確認でよいもの>

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他官公署発行の顔写真付き身分証明書

<2点確認が必要なもの>

健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、診察券(生年月日入り)など、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの

- ③自宅外で紛失した場合は、事前に警察署へ遺失物届の提出が必要です。提出後に交付される受理番号の用紙をお持ちください。

- ④再交付には1件500円の手数料がかかります。
- ⑤受付後、通知カードの交付には3週間程かかります。簡易書留(転送不要)郵便でご自宅(住民登録のある住所)へ配達されます。

## マイナンバーカード

### 戸籍住民課住民記録係

☎5722-9349 ☎5721-7814

#### ●マイナンバーカードとは

マイナンバーを記載した顔写真付きのICカードで、表面に住所・氏名・生年月日・性別・有効期限、裏面にマイナンバー等を記載しています。申請は必須ではなく、ご希望のかたのみとなります。マイナンバーカードは主に次の目的で使用されます。

- ①マイナンバーの提示が必要となる手続きで、マイナンバーを証明する書類として利用
  - ②本人確認のための身分証明書として利用
  - ③住民票の写し等の証明書のコンビニ交付サービスに利用(P.23を参照)
  - ④カード内に格納した電子証明書を使用して、電子申請(税申告等)に利用
- ※平成28年1月からのマイナンバーカードの発行に伴い、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月をもって終了しました。

#### ●マイナンバーカードの申請方法

郵送、又はスマートフォンやパソコンによる申請ができます。申請先は、個人番号カード交付申請書受付センター(全国の市区町村から委託を受けてカードを発行している地方公共団体情報システム機構)です。

詳細については、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>)をご覧ください。以下、問合せ先をご利用ください。

<問合せ先>

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)  
 平日 午前9時半～午後8時  
 土日祝日 午前9時半～午後5時半(年末年始を除く。)

#### ●マイナンバーカードの受取方法

マイナンバーカードは目黒区役所戸籍住民課窓口にて直接交付します。申請したかたに、受取方法のお知らせを送付しますので、お知らせが届きましたら取りに来てください。必要書類や窓口の開庁時間等についてはお知らせに掲載していますので、詳細はお知らせが届いてからご確認ください。

- ①受取りは原則本人です。病気・身体の障害等の理由で本人が受け取ることができない場合のみ代理人の受取りが可能です。この場合、診断書や委任状等の書類が必要となりますので、上記までお問合せください。
- ②交付の際は、カード内に暗証番号の設定が必要となります。詳しくはお手元に届くお知らせでご確認ください。
- ③初めてマイナンバーカードの交付を受けるかたは、手数料は無料です。紛失等で再交付の場合は1件800円(電子証明書を含む場合は1,000円)がかかります。

## 公的個人認証サービス

### 戸籍住民課住民記録係

☎5722-9349 ☎5721-7814

公的個人認証サービスは、インターネットを使って行政機関へ電子申請(税申告など)をする際に、個人を特定するためのものです。このサービスを利用する場合には、あらかじめ電子証明書を取得する必要があります。

詳細については、上記にお問い合わせいただくか、区のホームページをご覧ください。

※住基カードを使用した電子証明書の発行及び更新は平成27年12月をもって終了しました。現在は、マイナンバーカードを申し込むことで電子証明書を取得できます。なお、現在お持ちの住基カードを使用した電子証明書は、電子証明書の有効期間中は引き続き利用できますが、住所・氏名などに変更があった場合は失効しますのでご注意ください。

## 戸籍・住民票郵送請求の方法

請求者の住所・氏名・電話連絡先と必要事項を記入した用紙(用紙の指定はなし)のほか、手数料分(P22「戸籍・住民票・納税証明など」参照)の郵便小為替と、あて名を記し、切手を貼った返信用封筒と本人確認書類(運転免許証など)の写しで返送先の住所が確認できるものを同封してください。

#### ●あて先

〒153-8573目黒区役所戸籍住民課〇〇係  
(所在地の記入は省略できます)

#### ●請求の必要事項

【戸籍の場合】＝戸籍住民課戸籍証明係あて

- 本籍地と筆頭者氏名
- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、身分証明書などの別と各必要通数
- 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、身分証明書の場合は、対象者の氏名
- 請求理由(使用目的・提出先などを書いてください)
- 本人以外の方が請求する場合は、本人の委任状または承諾書が必要となる場合があります。本人との関係・使用目的・提出先などを詳しく書いてください

【住民票の場合】＝戸籍住民課住民記録証明係あて

- 対象者の住所・世帯主名・世帯の全員、一部の別(一部のときには、その対象者の氏名)
- 各必要通数と続柄、本籍(外国人住民のかたは、国籍地域・在留資格など)の記載の必要の有無
- 本人および同一世帯以外の方が請求する場合は、関係・使用目的・提出先を詳しく書いてください(対象者との関係が分かる書類の写しを必要とする場合があります)。また、続柄・本籍(外国人住民のかたは、国籍地域・在留資格など)の記載が必要な場合は、その理由を詳しく書いてください(発行できない場合もあります)
- 代理人が請求する場合は、請求者の委任状が必要です

## 自動車の仮ナンバー申請

### 税務課税務係

☎5722-9819

車検切れの自動車の検査を受けるために運輸支局へ回送するなどの臨時運行許可(仮ナンバー)の申請を受け付けています。詳細はお問い合わせください。